



長崎県議会議員 高比良元

スピードを上げて  
長崎をもっと元気な  
まちに変える!

もってこい  
元気!

はじめ  
たかひら元 政務調査事務所

〒851-0402 長崎県長崎市晴海台町2-9

TEL・FAX 095-892-1825

e-mail info@takahira-hajime.jp

URL http://takahira-hajime.jp/

発行責任者 高比良元

たかひら元

検索

## 「挨拶」

衆議院議員総選挙も終わり政権交代後の本県九月定例会本会議も終了しました。今後政府与党によるこれまでの緊急経済対策関連予算の組み替え等がどのように実施され、そのことが本県をはじめ地方自治体の財政運営にどのような影響が及ぶのか、自治体関係者にとっては非常に気になる点ではありますが、しかし、事業メニューの内容を国民目線から客観的に検証し、選挙前に駆け込み的に措置された予算として無駄があればこれを是正し、より効果の上がる事業に組み替える、あるいは国民生活にとってより必要とされる政策課題に振り替えるとの視点をもって予算を再編するものと私は確信をいたしております。

いずれにせよ、新しい国政の誕生により、県政もその政策を十分踏まえた新しい県政へと転換していかなくてはなりません。

もっと活力ある長崎県、地域主権の新しい国づくりのモデルともなる自立ある県政の推進こそが求められています。

高比良元

## 九月定例会本会議での補正予算の質疑から

①緊急経済対策として増分された公共事業費261億円は、基本的に県内の景気対策や地場企業の経営の安定並びに雇用の確保等が主眼として措置されています。したがって、実施事業については緊急性・有用性・費用対効果といった通常の事業評価の他に、雇用創出効果や地域内の需要誘発効果等の指標をもって事前評価がなされていなければなりません。

そうした検証のもとに事業が組み立てられ実施されることよって初めて緊急経済対策としての財政出動の意味が認められるのです。

しかしながら、そうした手続を経たといいつつ、毎年2億円ずつ今後5年間で10億円を支出するという県内12の架橋に対する緊急地方道整備費は、全くこうした意義を認められない単なる予算のパラマキとしか言いようのない無駄な公共事業費でしかありません。

内容は12架橋についてライトアップを行なうというものです。

知事ははじめ理事者側はこのライトアップによって観光の名所ができ観光の振興や交流人口の拡大によって地域活性化に資するし事業の発注によって業者の収益

につながると答弁しました。

しかし、ライトアップは、例えば、観光地の夜の魅力づくりや観光資源のアピールあるいは街並みの景観対策としていわばまちのトータルなデザインづくりの一環として実施されることはあっても、単に一架橋の単発的な照明によって観光の目的地として成り立つはずは無いことは明白です。

費用対効果についても何ら検証されることなく、地元市町からの要請もなく、かつ、本来に必要な交通安全の確保のための道路照明を行なうこともなく、さらには年間の維持費の負担も別途伴い、環境保全対策にも逆行するようなこうした事業を認めるわけにはいきません。

②金子知事は来年から平戸大橋や生月大橋も無料化すると発表しました。

有料道路としての架橋の利用負担がなくなるわけですから、特に地元の平戸市民からはさぞ歓迎されるであろうと思われるのですが、問題はそれ程単純ではありません。

むしろ、いま暫く利用料を一定負担してでもその収益を地元の主体的な観光振興などへの取り組みの特定財源として地元に戻元して欲しいとの平戸市民の声が大きいのです。

平戸大橋の通行料の約八割以上は地元平戸市民が負担しその総額は架橋以来こ

れまで百億円を超すと試算されています。  
平戸大橋の建設費に充てるための借金を全額償還した後もこの通行料の負担は続けられてきました。

しかし、料金収入としての平戸大橋は超優良架橋で、収入金額の10%から38%を管理する長崎県道路公社の損失補てん引当金として強制的に積み立てられ、その財源は、例えば長崎市内の松ヶ枝駐車場や松浦市内のバイパスの償還金に充てられ、その余りの収益金についても道路公社の管理費などに吸い取られ地元の振興費には全く充てられないといった状況がこれまでに続けられてきました。

そればかりか料金徴収事務を委託されている平戸市の観光協会の委託費も年々減少される傾向が続いていました。

したがって、地元の平戸市民からは一定期間、今後も平戸市民が通行料を負担するかわりにその収益金を平戸の地域振興の特定財源として市民に還元して欲しいとの主張がなされているのです。

こうした主張に対し、金子知事他理事者側は制度上できないといった理由で突っぱねていますが、負担と受益ということを考えれば、そして税収の少ない反面、地域の課題への対応が必要な現状を踏まえれば、限られた制度の中にあっても方策を検討すべきであり、実現可能性もあるはずであります。

要は地元の声に真摯に耳を傾ける姿勢如何です。

### 予算特別委員会での審議における私の質問と主張

緊急経済対策として増分されている公共事業費（9月補正分3億円、これまでの総計261億円）は基本的に緊急の景気対策や雇用対策にあるわけであるから、予算執行に当たっては、雇用機会の拡充や景気浮揚のための需要誘発効果の発現等が個々の事業の事前評価においては十分に加味されていなければならないが、予算計上においては必要性・有用性・費用対効果等と併せてどのような検証が行なわれているか。

また、有効求人倍率は県全体で0.3<sup>3</sup>、地域別で見ると失業者が殆ど職にありつけないような状況にあるが、財政出動、事業執行において実質的な意味での地域配分の平準化が図られているか。

同じく公共事業費について県内地場企業の受注率を予算ベースでどの程度見込んでいるか。「また、地場企業にはA・B・C・Dのランク付けがあり、事業費の規模によって入札参加が選別されるところから、それぞれのランクに応じた企業が受注

するためには、それぞれの規模の事業が実施されなければならないがそうした配慮がなされているか。

さらには、それぞれのランクの入札においては各ランクの企業において、おおむね適正な仕事量の配分がなされなければならないが、昨年度は、総合評価方式の落札ではAランクの7.9%の15社が落札総額の68%の仕事を受注しており、66.4%にあたる123社が1件も落札できなかったと報じられているが、この点の改善も含めて具体的にどのような措置が講じられているか。等であります。



予算特別委員会

### 農水経済委員会での審議における私の質問と主張

道路特定財源の一般財源化に伴い創設された地域活力基盤創造成交付金を活用し五島地域で100台の電気自動車を導入し、かつ当該自動車にはITS装置（双方の観光情報等を提供するナビゲーション通信システム）を設置する事業として6億8,100万円が計上されている。

この事業について低炭素社会づくりや新産業の創造へのシーズづくり、また、エコアイランド構想の推進等のねらいはわかるが、何故五島だけなのか。

また、五島を第一弾としているのなら、他の県内各地区への波及は具体的にどのようなことをしているのか、さらに、EV（電気自動車）とITSの設置は必ずしも一体にとらえる必要はなく、ITSを伸ばそうとするならそれ自体の普及方策を別途検討していくべきであり、そうした先を見越した戦略をもつことが大切である。

この自動車の所有者をどうするのか、地元の協議会やコンソーシアム（組合）をどういう枠組みでつくるのか、参加企業をどうするのか等々、まだ事業化までには整理されていない課題が多いので早急に内容固めを行うべきである。

来年のNHK大河ドラマ「龍馬伝」の放映を活用して長崎への観光客を県内各地に回遊させるためルート設定を行おうとする観光客受入環境整備事業費8億7,000万円が計上されているが、これに対する市町の対応はどうなっているのか、県内各地への回遊というねらいはいいが、相当の仕掛けと経費の投入がなければ実際の効果がでないのは過去の大型イベントでも実証済みである。

ルートをつくり、少しずつ効果を分散させるよりは拠点性を高めるやり方を検討すべきである。等であります。

### 行財政特別委員会での審議における私の質問と主張

行財政の改革プランに盛り込まれた各種事業の進捗について審議をし、今後の県としてとるべき行財政改革の推進の具体策を提案するため行財政改革特別委員会を進めています。

各種事業の検証に当たっては、県が独自に行なっている事業評価をタタキ台として行なっていますが、問題はその事業評価のメルクマール（目印）となる各指標の立て方が基本的にアウトプットになっ

ることです。つまり、事業者の側からみて何をどれだけやった、その達成度はどの程度だということ。そうではなくて必要なことは、各事業の実施によって県民サービスの向上や便益の増進、地域の活性化がどれだけ図られたかという受益者の立場、税金の負担者である県民の立場からの成果指標が求められるべきですが、そうしたアウトカムの指標が決定的に少ないということ。す。

仕事をしたことと成果を挙げたことは違うということ。県民の担当者は先ずは認識すべきであります。

第二に行財政改革に取り組むことは必然であります。ただ、これまでと同様の制度や枠組みの中で一定のスリム化や歳出の削減に努めてもいけば一時しのぎの対処療法のようなもので、現在の地方財政制度である限りは、県民の税金を政策投資予算に十分に回せないという宿命から脱することはできません。

その枠組みから脱し、真に自立ある地域運営を行う仕組みをつくるには、地方財政制度を根本的に改革すること併せて、県自体が公共サービスの提供の仕組みとしてこれをひとり行政が担うというやり方、そして住民福利の向上のために全て財政出動を伴うというやり方を抜本的に改革

していく他はないという視点を持つことが重要です。

### 大学等発ベンチャー創出事業（1億円枠）に係るバイオラボ社の経営破綻問題に関する調査特別委員会（百条委員会）の調査を終了

大学等発ベンチャー創出事業（1億円枠）に係るバイオラボ社の破綻に関する問題について、昨年11月定例会において地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の規定に基づく調査権限を委任した特別委員会（百条委員会）を設置し、破綻の原因や県・長崎県産業振興財団の関与のあり方等、県民の疑問に答えるべく鋭意調査を進めてきましたが、今後、各種問題点を明確にしたうえで審議を終了し、次のことを決定しました。

第一に、百条委員会の審議の過程において、バイオラボ社の代表取締役である久木野氏の証言は偽証の疑いが極めて濃厚であることから、地方自治法第100条第9項の規定により偽証罪で告訴することにしました。

第二に、今後、このような問題を二度と起こすことなく、適正に事業を進めることが肝要であるため、「ベンチャー企業等の支援のあり方及びバイオラボ社に関する

問題についての法的な対応等に関する意見書」を県当局に提出することにした。意見書の内容は次のとおり。

1 ベンチャー企業等の支援について関係証人の証言等からバイオラボ社の代表取締役である久木野氏の放漫経営・過剰投資が経営破綻の大きな要因であることが調査の過程において明らかとなったものであるが、企業支援に際し行政としてどこまで関与できるのかということが大きな課題ではあるものの、県および財団法人産業振興財団（以下「財団」という。）において改善の必要がある事実が判明した。

県及び財団は、公金を扱うという立場から厳格な事業執行が求められており、それが引いては採択企業の健全な経営努力及び成功へとつながるものであるといえる。よって、次記の6点について十分な対応を行うこと。

① 公金による投資について

本事業では、本県ではそれまで行われていなかった「投資」による資金支援を行つたものであるが、リスク対策として、投資契約に基づく取締役会への財団職員の参加、事業進捗に応じた段階的な投資等を実施してきたものの、それらが十分に機能したとはいえない状況であった。

このような点を踏まえ、公金を「投資」するということが行政として適当であるかを十分検討すること。

## ②応募要件について

バイオラボ社は、海外における事業展開上の失敗が破綻の大きな要因を占めているが、応募要件では海外における事業展開をすることが許容されているかが明確となっていない。

海外での事業展開を視野に入れているベンチャー企業等に対しては、対象国の慣習、法令等に精通した対応が求められるものであることから、支援のための応募要件を設定する際には、このような点を十分考慮したものとすること。

## ③経営監視体制について

本事業の事業採択に当たっては、専門家を構成員とする審査会の審査結果を受け、財団が採択を決定する制度であった。その審査会における指摘事項には破綻に至る大きな要因が示されたものもあったが、当該指摘事項を受けての対応が極めて不十分であり、そのことが、久木野氏の放漫経営・過剰投資を許してしまったことから、今後は、それらに対応した経営監視体制を構築するものとする。

## ④事業の適正な運用について

コンプライアンス（法令遵守）の観点及び公金を扱うという立場から、形式的な書類のチェックのみならず、運用面において適正かつ厳格に対応するという意識を徹底すること。

## ⑤事業執行体制の在り方について

本事業は、県が事業の制度設計を行い、財団がそれを実行するというものであったが、両者の責任の所在を明確にし、ガバナンス（統治）が保たれるよう、知事が財団の理事長を、企業振興・立地推進本部長が財団の専務理事を、それぞれ兼務することについて、このような体制が事業執行に当たり適切なものであるか十分検討すること。

## ⑥事業執行における責任について

公費1億円が投じられた今回のバイオラボ社の経営破綻に伴い、県民の行政に対する信頼を損ねた状況等に鑑み、知事をはじめ、県及び財団の関係者の責任を明確にすること。

また、久木野氏については、すでに長崎市から詐欺罪により告訴されていること及び「大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会」においても偽証として告発することが決定されている。

その結果を踏まえ、県立大学法人に対し厳正な対応を行うよう強く求めること。

## 2 刑法第246条の詐欺罪による告訴を含めた法的な対応の検討について

バイオラボ社は、投資申請第3回目（平成18年1月24日）に当たり、大村市において本社建設を検討しているとの方向で財団と協議を行ってきたにもかかわらず、実際は平成17年12月頃には長崎市における物件探索を依頼していた。また、本社購入のための借入金についても検討し、金融機関と接触していたことも窺えた。しかし、これらの内容を財団に対し投資実行に至る前に報告していなかったという事実が判明した。

財団の投資決定に当たっては、財団のインキューベーション・マネージャー（事業創成の問題を解決する人）作成の大村本社研究所構想が記載された資料が判断材料とされていたが、これは久木野氏からの聴取内容をまとめたものというところであり、これを踏まえて財団は大村市における本社建設を前提とした投資を実行したものと見える。

さらに、借入金は投資とは異なり返済の必要があることから、売上が見込めないバイオラボ社の当時の状況において多額の借入を行うことはバイオラボ社の経営を圧迫することが懸念されていたものであり、財団としては、当時、借入金による本社建設を事前に把握していたとすれば、第3回目の投資に当たっては慎重な対応と

なっていたであろう旨の答弁も行われたところである。

以上のことから、バイオラボ社は投資契約上の重大な事項としての報告義務が課せられていたにもかかわらず、財団に対し自己の現況を正確に報告することなく、財団から第3回目の投資を引き出したということについて、不作為により財団を錯誤に陥らせた疑いがあることから、刑法第246条の詐欺罪の適用について検討の余地がある。

よって、本県及び財団は被害者という立場に立ち同罪で関係者を告訴することを含めた法的な対応について十分検討すること。

**お願い**

- ◎ 政務調査レポートを配布していただけるボランティアを募っています。
- ◎ 政務調査活動の「環」として各地で「三集会を開催します。集会を開いてくださった方を喜んでいます。
- 「ご連絡を待ちます。」